

防衛省訓令第116号

駐留軍等労働者の福利厚生業務の委託に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

駐留軍等労働者の福利厚生業務の委託に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。次条において同じ。）の福利厚生に関する業務の一部を委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第2条 防衛大臣は、駐留軍等労働者の福利厚生に関する事務の円滑化及び効率化を図ることを目的として、次に掲げる業務の一部を独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）に委託するた

め、機構と契約することができる。

- (1) 駐留軍等労働者の社会保険に関する事務に関する業務
- (2) 駐留軍等労働者の保健及び安全の保持に関する業務
- (3) 駐留軍等労働者の勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約に関する業務
- (4) 駐留軍等労働者の宿舎に供される行政財産の管理に関する業務
- (5) 駐留軍等労働者の永年勤続の表彰に関する業務
- (6) 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号。次号において「臨時措置法」という。）第10条第3項の規定による特別の措置に関する業務
- (7) 臨時措置法第15条第1項の規定による特別給付金の支給に関する業務

(通知)

第3条 地方協力局長は、前条の規定によりその業務の一部を委託することについて機構と契約が締結されたときは、関係地方防衛局長に通知するとともに必要な措置を講じさせるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。